食品産業をめぐる情勢



MAFF

Forestry and Fisheries 農林水産省

新事業·食品産業部 2025年2月12日

目次

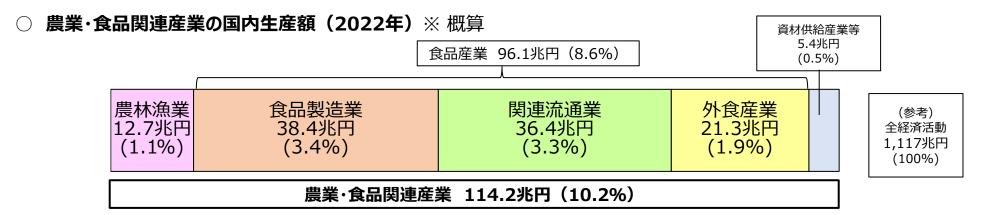
1.	食品産業の持続的な発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	合理的	30

1. 食品産業の持続的な発展



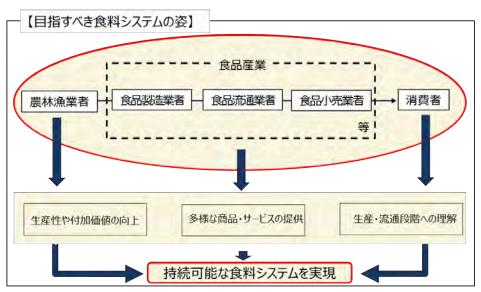
1-1. 国内産業及び食料システムにおける農業・食品産業の位置付け

- 2022年の農業·食品関連産業の国内生産額は114.2兆円であり、全経済活動の国内生産額の約10%。
- 改正食料・農業・農村基本法において、**農業・食品関連産業が食料システムの関係者**として明確に位置付けられ、**食品産業はその健全は発展を図ることとされたところ**。



○ 食料システムにおける農業・食品関連産業の位置づけ

改正食料・農業・農村基本法(抜粋) (食料安全保障の確保) 第二条 4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食 料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の 需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農 業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。 5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の 持続的な供給が行われるよう、**農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム**(食料の 生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の 活動の総体をいう。以下同じ。)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮され るようにしなければならない。 (略) (食品産業の健全な発展) 第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図る ため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業 <mark>活動</mark>の促進、<mark>事業基盤</mark>の強化、円滑な<mark>事業承継</mark>の促進、<mark>農業との連携</mark>の推進、<mark>流通</mark>の合理化、先 端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における 事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。



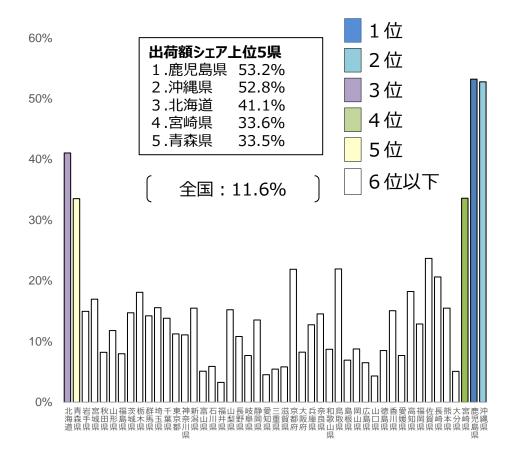
1-2. 地域の雇用と経済に占める食品産業の地位

○ 食品製造業の従業員数及び出荷額は、特に、北海道や九州・沖縄など1次産業が盛んな地域において高いシェアを 占めているなど、**食品産業は地域経済を牽引する重要な産業**。

○各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア

60% 1位 従業員シェア上位5県 1.沖縄県 52.7% 2 位 2.北海道 47.1% 50% 3. 鹿児島県 42.5% 3位 4.青森県 30.4% 4 位 5.宮崎県 30.2% 40% 5 位 全国:15.9% 6位以下 30% 20% 10%

○各都道府県の全製造業における食品製造業の出荷額のシェア

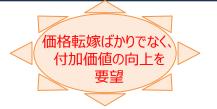


資料:経済産業省「2023年経済構造実態調査製造業事業所調査」

注1:食品製造業は、飲料・たばこ・飼料製造業を含む。 注2:出荷額は調査結果上、製造品出荷額等とされているもの。

2-1. 合理的な費用を考慮した食品の価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 5
- コストを考慮した食品の価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用** や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**コストを考慮した食品の価格形成**の検討と、**食品産業の持続的な発展**に向けた検討を**表裏一体**の取組として検討。





コストを考慮した食品の価格形成

- ① コストの把握・見える化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

食品産業の持続的な発展

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ② 流通の合理化
- ③ 環境負荷低減の促進
- ④ 消費者の選択への寄与
 - ※ ①~④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。



コストを考慮した食品の価格形成を実現



食品の付加価値向上等の取組を促進

価格形成と付加価値向上の両方を実現し、消費者の理解を得ながら、 持続的な食料システムを確立するための法制度を整備

2-2.食品産業の持続的な発展に向けた新たな計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、コストを考慮した価格形成の法制化と併せて、次の施策を**法制化**。
- 基本方針を策定。
- 基本方針に即し、食品事業者等が計画を策定し、これに基づき農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。
- 国等は、こうした取組に対し、金融支援・税制特例等を総合的に措置。

食品事業者、農林漁業者等

- 1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画
- (1)農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - 農林漁業者との連携強化を図る取組を促進
- (2)流通の合理化
 - 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進
- 環境負荷低減の促進
- 環境負荷低減の取組を促進
- (4)消費者の選択への寄与
 - 消費者による持続的な供給に資する物の選択を推進
 - 注) (1) ~ (4) には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

支援

水 産 大 臣 認 定

農

林

国等

- 〇 日本政策金融公庫による 長期低利融資
- 和税特別措置による**税制** 特例
- その他の支援措置

都道府県等

- 2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画
- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加 するプラットフォーム等を構築



2-3. 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 世界の食料市場における日本の地位は、近年低下しており、また、国内の基幹的農業従事者数及び農地面積は、この20年間で大幅に減少するなど、食料の輸入環境の悪化と国内の生産基盤の脆弱化が進展しており、原材料調達の不安定化が課題。
- **食品等事業者**が、**農林漁業者との安定的な取引関係の確立**に取り組むことで、**原材料の安定調達**を図ることが必要。

支援対象となる取組

農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 〇 農林漁業者との取引機会の拡大
- 〇 農林漁業者との継続的な取引の実施 等

具体的な取組のイメージ①

○ 生産者との連携強化に向けた加工施設等の導入

製造事業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立**するとともに、**地域のJAを経由して農業者と契約取引**を拡大。国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備**し、国産原材料の安定調達を実現。



具体的な取組のイメージ②

〇 輸入小麦粉から国産米粉への切替

製粉事業者は、自社の加工食品に米粉を有効活用したいという考えがあったところ、地域のパン屋からの相談もあり、主に地域内にて米粉の取引を開始。自社で製造しているパスタにおいても、従来輸入小麦粉を使用していたが、主原料を国産かつ栄養価の高い玄米粉に切替。地元のJAや、グループ会社の農業法人と連携することにより玄米を安定的に調達し、自社にて製粉、パスタを製造。



2-4. 流通の合理化

- **国内の食市場**は、**縮小**する一方、**海外の食市場**は、**拡大**する見込みであり、また、**食品産業の労働生産性**は、**他産業と比べて低い状況**であるなど、**国内外の食市場の変化と食品産業の低生産性に直面**しており、**需要の変化への対応と食品産業の生産性向上が課題。**
- **食品等事業者**が、**流通の合理化**に取り組むことで、**経費の削減、付加価値向上、新需要開拓**を図ることが必要。

支援対象となる取組

流通の合理化

- 〇 流通の効率化など流通経費の削減
- 〇 食品等の付加価値向上、新たな需要の開拓

具体的な取組のイメージ①

〇 ドライセンターの新設

小売事業者は、**外部委託している野菜等の集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター**(常温)**を新設**。

これと併せて、ドライセンター内に商品棚でピッキングする商品を ランプ点灯ではなくプロジェクター投影で示すプロジェクションピッ キングシステムを導入し、これにより、流通の効率化を図る。



具体的な取組のイメージ②

〇 品質管理の高度化

卸売事業者において、低温帯管理にかかる新技術を採用し、 冷蔵・冷凍能力が30%以上向上することで、より一定の温度か つ均一な低温帯管理が可能な青果物流拠点を新たに整備。 品質管理の高度化により、品質を維持しながら野菜を取引 先に供給し、付加価値の向上が可能。



2-5. 環境負荷低減の促進

- 企業の非財務情報(サステナビリティ情報)の開示義務化等が国内外で急速に進展する中、環境問題への対応が企業の評価や資金調達に大きく影響する状況となっていることから、日本企業の環境対応への国際的な評価の向上が課題。
- **食品等事業者**が、**環境負荷低減の促進**に取り組むことで、**持続可能性に配慮した経営(サステナブル経営)**を図ることが必要。

支援対象となる取組環境負荷低減の促進

- 温室効果ガスの排出量の削減など環境への負荷の低減
- 食品廃棄物の発生抑制など資源の有効利用

具体的な取組のイメージ(1)

〇 温室効果ガス・食品ロスの削減

製造工場では、プロセスの熱源の多くが化石燃料の燃焼によるものであり、**温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減**という目標の実現に向けて、**非化石エネルギーの導入拡大が課題**。

製造事業者において、上記の実現に向け、フライヤーをガス式からIH式に変更するとともに酸化防止装置を導入することで、温室効果ガス排出削減に貢献しつつ、揚げ油の劣化を抑制することで、油の使用量を削減。

具体的な取組のイメージ②

〇 資源循環対応型の食品容器包装への切替

プラスチック食品容器包装の資源循環を進めるためには、プラスチック製品の減量化、リサイクルしやすいプラスチック容器包装への転換(単一素材化等)が課題。

製造事業者において、**資源循環に対応型のプラスチック食品** 容器包装に対応した生産ラインを導入し、プラスチックの削減、リサイクル率を向上。



2-6. 消費者の選択への寄与

- 食料の持続的な供給の実現に向けては、食品等事業者が**消費者の理解**を得ながら、**環境・人権等への配慮や適正な価格転嫁に取り組むことが必要**であることから、環境・人権問題や生産現場の状況等についての**消費者への正確な情報提供が課題。**
- 食品等事業者が、消費者の選択への寄与に取り組むことで、環境負荷低減、人権対応、合理的な費用を考慮した価格形成 等への消費者理解の促進を図ることが必要。

支援対象となる取組

消費者の選択への寄与

○ 食品等の持続的な供給の実現に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する販売方式等の導入 (持続可能性に配慮した調達に関する情報提供など)

具体的な取組のイメージ(1)

O 持続可能性に配慮した原材料調達とラベリング

SDG s 等の持続可能性への関心が高まる中、消費者に持続可能性に配慮した製品を選択してもらうためには、その情報を分かりやすく伝達することが必要。

製造事業者において、**商品のパッケージに持続可能性に配慮した認証ラベルを表示**し、どの商品がサステナブルな商品なのか分かりやすく伝達。







具体的な取組のイメージ②

O サステナビリティに配慮した製品の情報表示

背景情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるために、消費者と直接接する小売事業者において、売り場やショッピングカート等にディスプレイや電子ポップを設置。

これにより、環境に配慮した食品等の背景にある生産者の取 組や産地の情報、食品を利用したレシピなどを動画を通じて分か りやすく消費者にPR。







学べるアニメ



2-7. 技術の開発・利用の推進

- 安定的な原材料調達、食品産業の生産性向上、消費者への情報提供など、**食品等事業者が食をめぐる様々な課題に積極 的に対応**していくためには、**新技術の開発と新たな事業の創出が課題。**
- **食品等事業者**が、**技術の開発・利用**に取り組むことで、**日本企業の技術力の向上とイノベーションの創出**を図ることが必要。

支援対象となる取組

技術の開発・利用の推進

○ 農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への 寄与のために行う技術の開発・利用の推進

具体的な取組のイメージ(1)

へ 未利用魚種・残渣の利活用

製造事業者において、**未利用魚種・加工残渣から、うまみエキスやタンパク質原料等の高付加価値素材を完全分離**させる技術を確立。

これにより、食品ロスを減少させつつ、分離させた素材により利益を上げ、環境負荷低減や水産業の活性化に貢献。







具体的な取組のイメージ②

〇 プラントベースフードの開発・実証・改良

製造事業者において、気候変動等により調達が困難になるおそれがある食品の代替や、多様化する消費者ニーズへの対応を含め、動物性たんぱく質に変わる植物性の原材料を活用したプラントベースフードなど、新たな食品の開発・実証・改良を行う。これに伴い、国産大豆等の利用を増加させるため、農業者との連携強化が促進される。



黄えんどう豆 の麺



植物性の スクランブルエッグ



植物性のかつお出汁

2-8. 事業再編

- 食品産業は**地域経済を牽引する重要な産業**であるが、国内市場の縮小や後継者難等が進展する中、その持続的な発展を図るためには、中**堅企業の創出や事業承継の推進が必要**であることから、**事業基盤の強化と事業継続の確保が課題。**
- **食品等事業者**が、**事業再編**に取り組むことで、**事業規模の拡大と後継者の確保**を図ることが必要。

支援対象となる取組

事業再編

○ 農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の 選択への寄与のために行う事業再編

(※) 事業再編:合併、分割、出資の受入れ、会社の設立、清算など

具体的な取組のイメージ①

O 豆腐業界の事業再編

豆腐業界では、原料価格の高騰等による採算性の悪化や後継者の不在などにより、破綻や撤退をする企業が増加。これに伴い、地域ごとに根付く豆腐文化や農業の衰退とを危惧した豆腐製造業者が、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得し、M&Aにより子会社化することで農業との連携を強化しつつ地域の食と経済を維持。



具体的な取組のイメージ②

〇 地域のスーパーの事業継承

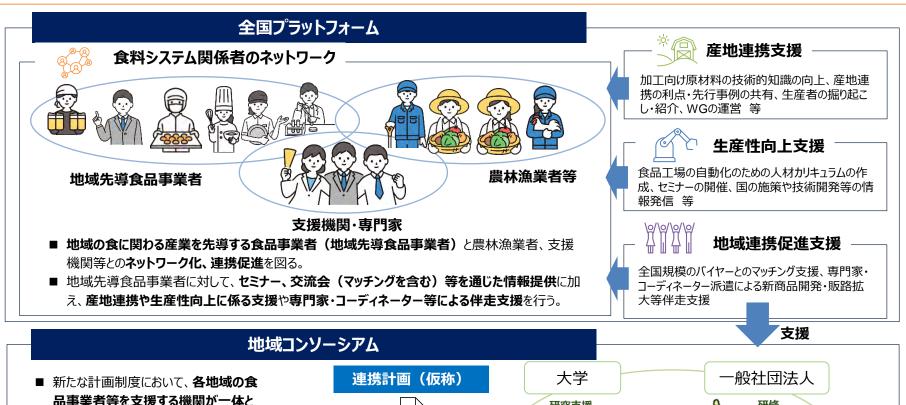
地元の農林水産物の取扱いも多い、地域密着型の小売事業者において、経営者は高齢化のため引退を考えるが、後継者不在のままでは従業員の失業を招く上に、地域住民の生活に密着したスーパーマーケットが撤退することで、住民の生活に影響が及ぶ可能性を憂慮し、取引先を中心に事業承継先を相談。その結果、経営基盤の拡大や経営の多角化を検討していた取引先の食品仲卸業者が事業承継を受諾。食品仲卸業者においては、販路を拡大し、地域の農林漁業者との取引も拡大。



2-9. プラットフォームの構築



○ 地域の食に関わる産業を先導する食品事業者(地域先導食品事業者)や地域の食品事業者と農林漁業者の連携(地域コン ソーシアム)を支援するため、全国規模のプラットフォームを設立し、食料システムの関係者のネットワーク化や地域発の新たな食ビ ジネスの創出等を支援。



品事業者等を支援する機関が一体と 研究支援 研修 情報交換 なった連携計画(仮称)を認定。 人材育成 食品事業者 ■ 各地域の食品事業者と農林漁業者、 地方公共 公設試験 研究 認定支援機関等が連携した新ビジネス 補助金 玉 支援 助成 団体 研究機関 の創出を支援。 ■ また、地域の食料システムの持続性向上 認定 マッチング 資金 支援機関 農林漁業者 に資する地域の食品企業等の協調事例 調達支援 を生み出す取組を支援。 商工会議所 金融機関

2-10. 計画上の取組と各支援・特例措置の関係一覧



		日本政策金融	租税特別措置による税制特例			その他の主な支援措置								
		公庫による長期低利融資	中小企業経 営強化税制	カーボンニュートラ ル投資促進税制	事業再編に係る 登記の税率軽減	機構の 債務保証	公的研究機関の 施設等の供用							
持続的な食料システ	(1)農林漁業者との安定的 な取引関係の確立								0	0	I	0	0	0
段料システムの	(2)流通の合理化	技術の開発	事	0	0		0	0	0					
ムの確立に向けた取組の促進	(3)環境負荷低減の促進	・利用の推進 	・利用の推進	- 11 の推進	・利用の推進 (再編	事業再編	0	0	0	0	0	0		
た取組の促進	(4)消費者の選択への寄与			0	0	-	0	0	0					
関係促進	者によるプラットフォームの構築	・連携	60	_	ı	Т	l	0	_					

2-11. 支援·特例措置一覧



			支援・特例の対象となる取組	支援・特例措置内容		
公庫	食農連携型施設 食品供給 (仮称) 持続性向		農林漁業者との連携を強化 しつつ、国産農林 水産物の利用促進を図る 設備投資等	貸付利率 (12月18日時点) : 1.55% (償還期間20年の場合) 貸付限度額(融資率): 負担額の80% 償還期限: 25年以内(10年超に限る) 据置期間: 3年以内		
融資	上資金(仮称)	食品産業 持続性向 上型施設 (仮称)	国産農林水産物の利用促進を図る 設備投資 等	貸付利率 (12月18日時点) : 2.05% (償還期間20年の場合) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内		
	中小企業経営強化税制		経営力の向上に著しく資する 設備投資	機械装置等: 税額控除(7~10%)or 即時償却		
税制特例			売上高100億円超を目指す企業 による経営規 模の拡大に著しく資する 設備投資	機械装置等: 税額控除(7~10%)or 即時償却 建物及びその付属設備: 税額控除(1~2%)or 特別償却(15~25%)		
। 1ਚ ਹਿ ਂ	カーボンニュートラル投資 促進税制		脱炭素化と付加価値向上を 両立する 設備投資	税額控除(5~14%)or 特別償却(50%)		
	事業再編に係る登記の 税率軽減		合併や会社分割、出資の受入れ等の事業再編	登録免許税の特例(0.1~2.3%)		
その他の	機構の債務保証				民間金融機関からの資金調達	債務保証(保証割合:90%)
主な支 援措置	公的研究機 の供用		食品等事業者等による研究開発	公的研究機関が保有する研究施設や設備等の供用 ※食品等事業者と連携する関連事業者も利用可。		

2-12. 日本政策金融公庫の長期低利融資(食品供給持続性向上資金(仮称)による支援)

- 食品等の持続的な供給を図るため、現行の食品流通改善資金を改め、**新たに食品供給持続性向上資金(仮称)**を創設。 経済社会情勢の変化に対応するための**設備投資等**に必要な資金を融通。
- 食品等事業者と**農林漁業者との連携強化**とともに、**国産農林水産物の利用促進**を図る**「食農連携型施設(仮称)」**を 措置。加えて、**「食品産業持続性向上型施設(仮称)」**を併せて措置。

<日本政策金融公庫による長期低利融資>

食品供給持続 性向上資金 (仮称) ^(※1)	貸付対象者	貸付使途	貸付条件
食農連携型施 設(仮称)			貸付利率:中小特利③-1 1.55%(償還期間20年の場合、12月18日時点) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内
食品産業持続 性向上型施設 (仮称)	食品等事業 者(食品等 の製造、加工、 流通 ^(※2) 、 販売の事業を 行う者)	1. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 2. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資 (※5) 3. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出 (※4)	貸付利率:中小特利① 2.05%(償還期間20年の場合、12月18日時点) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内

- (※1) 食農連携型施設(仮称)、食品産業持続性向上型施設(仮称)の貸付要件は現在検討中。
- (※2) 卸売市場近代化施設、卸売市場機能高度化型施設については、現行の内容のまま移設。
- (※3)流通の事業を行う者は、食品卸売業者、食品仲卸業者を指し、物流業者は除く。
- (※4) 他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限る。
- (※5) 食農連携型施設(仮称)は、1,2,3に関連して必要となる費用の支出に限る。また、食品産業持続性向上型施設(仮称)は、1,2に関連して必要となる費用の支出に限る。
- (※6) 他の事業者は食品等事業者に限る。

2-13-1. 食品産業の持続的な発展に向けた新たな税制上の措置

食品等の持続的な供給を図るため、計画(※)の認定を受けた食品等事業者向けに、新たに以下の3つの税制の適用を措置。

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組について、設備投資を行う場合、中小企業経営強化税制の適用を措置。
- ② 環境負荷低減の取組について、カーボンニュートラル投資促進税制の適用を措置。
- ③ 事業再編の取組について、**登記の税率軽減**の適用を措置。 (※) 中小企業等経営強化法 (②の税制)、産業競争力強化法 (②、③の税制) の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

(1)中小企業経営強化税制

① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画に従って経営力の向上に著しく資する設備への投資を行う場合、以下の措置を受けることが可能。

対象設備	措置内容
機械装置、工具、器具備品、 ソフトウェア、建物附属設備	税額控除(7~10%) or 即時償却

② 「100億企業」(※1) を目指す食品等事業者が、経営規模の拡大に著しく資する設備への投資を行う場合、以下の措置を受けることが可能(令和7年度から施行)。

対象設備	措置内容
機械装置、工具、器具備品、 ソフトウェア	税額控除(7~10%) or 即時償却
建物及びその附属設備 (※2)	税額控除(1~2%) or 特別償却(15~25%)

(※1) 売上100 億円超の中小企業。高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上(イノベーション)を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する企業。

(※2) 生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備に限る。

(2)カーボンニュートラル投資促進税制

環境負荷低減に取り組む食品等事業者が、計画に従って生産工程等の 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、以下の措置 を受けることが可能。

対象設備	措置内容
機械装置、器具備品、建物附属 設備、構築物、車両及び運搬具 (一定の鉄道用車両に限る。) ※ 照明設備及び対人空調設備は除く。	税額控除(5~14%) or 特別償却(50%)

(3) 事業再編に係る登記の税率軽減

農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画に従って事業再編を行う場合、以下の措置を受けることが可能。

対象	措置内容
合併、会社分割、出資の受入れ 等	登録免許税の特例(0.1%~2.3%)

2-13-2. 中小企業経営強化税制



農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画(※)に基づいて経営力の向上に著しく資

する設備投資を行う際に、税額控除又は即時償却・特別償却を措置。

(※) 中小企業等経営強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

制度等の概要

- A、B、D類型について、各要件を満たした場合、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物附属設備について、税額控除(※1)また は即時償却を措置。
- 〇 また、B類型の拡充については、100億企業を目指す事業者に限り、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェアについて、税額控除(※1)または即時償却が措置されるとともに、生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備について、税額控除または特別償却(※2)を措置。 (※1) 資本金 3,000万以下: 10%、資本金 3,000万円超: 7%

(※2) 【税額控除】 賃上げ5%以上: 2%、 賃上げ2.5%以上5%未満: 1%

【特別償却】賃上げ5%以上:25%、賃上げ2.5%以上5%未満:1%

類型	要件	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	機械装置(160万円以上)	
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に 係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定 割合以上の投資計画に係る設備	ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び 分析・指示機能を有するものに限る)	属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。 ・ 国内への投資 であること
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	 投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 売上高成長率年平均10%以上を目指す 前年度売上高10億円超90億円未満 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。 	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 建物及びその附属設備(1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及 びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	・ <u>中古資産・貸付資産</u> <u>でないこと</u> 等

2-13-3. カーボンニュートラル投資促進税制



環境負荷低減に取り組む食品等事業者が、計画(※)に基づいて**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入**する場合、**税額控除又は特別償却**を措置。

(※) 産業競争力強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

制度等の概要

〈要件〉

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に 15%以上(中小企業者等の場合は、10%以上)向上させること。
- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素 生産性を1%以上向上させる設備であること。

(対象設備)

機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具(一定の鉄道用車両に限る。)

※ 照明設備及び対人空調設備は除く。

エネルギー管理設備

新規導入

牛産工程

生産ライン①

生産ライン② 生産設備 生産ライン③生産設備刷新

<炭素生産性の相当程度の向上と税制の措置内容>

事業者の規模	炭素生産性(※1)の向上率	税制措置
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
(※2)	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
以外の事業者	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

付加価値額(=営業利益+人件費+減価償却費)

(※1) 炭素生産性=

エネルギー起源二酸化炭素排出量

(※2) 中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小 事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者のこと。

2-13-4. 事業再編に係る登記の税率軽減



事業再編に取り組む食品等事業者が、計画(※)に基づいて合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に、登録免許税

の特例税率を適用。 (※) 産業競争力強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

制度等の概要

く要件>

- 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。
- ① 修正ROIC 2 %ポイント向上 ② 固定資産回転率(有形固定資産 + ソフトウェアの回転率) 5 %向上
- ③ 従業員1人当たり付加価値額9%向上
- 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。
- ① 有利子負債/キャッシュフロー≦10倍 ② 経常収入>経常支出

等

<税制の措置内容>

租税特別措置法 第80条第1項	措置のア	内容	通常の税率	特例税率	軽減率
1号	会社の設立、資	本金の増加	0.7%	0.35%	▲ 50.0%
2号	合併	<u> </u>	0.15%	0.1%	▲33.3%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する	る場合の合併)	0.7%	0.35%	▲ 50.0%
3号	分割による設立又は資本金の増加		0.7%	0.5%	▲28.6%
	不動産の所有権の取得・	土地	2.0%	1.6%	▲20.0%
4号(売買)		建物	2.0%	1.6%	▲ 20.0%
	船舶の所有権の取得	船舶	2.8%	2.3%	▲ 17.9%
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	▲ 50.0%
2.2		船舶	0.4%	0.3%	▲ 25.0%
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	▲80.0%
07	ンコ 吉りゃつ	船舶	2.8%	2.3%	▲ 17.9%

2-14. その他の主な支援措置

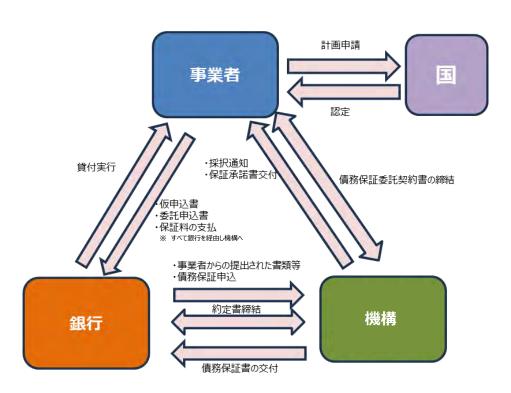
○ 機構の債務保証 : 認定事業者の事業の実施に必要な資金について調達が円滑に行えるよう、民間金融

機関から資金を借り入れる場合に債務保証を実施。

○ **公的研究機関の施設等の供用: 農業・食品産業分野に知見を有する公的研究機関**の保有する研究施設、設備等を認

定事業者の利用に供し、民間による高度な技術開発・実証をサポート。

① 機構の債務保証

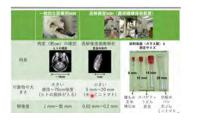


出典:機構の情報を参考に農水省作成

② 公的研究機関の施設等の供用

- 食品等に係る技術の開発には、損傷が生じないよう精緻かつ繊細な作業が求められることなどから、必要な技術の難度が高く、食品産業のみによる研究開発等の対応が困難な状況。
- このため、農業・食品産業分野に知見を有する公的研究機関 が保有する研究施設や設備等の事業者利用を可能とする。





(参考1)食品産業に対する主な予算措置 ①



農林漁業者との安定的な 取引関係の確立

持続的な食料システム確立緊急対策事業

1. 産地連携推進緊急対策事業

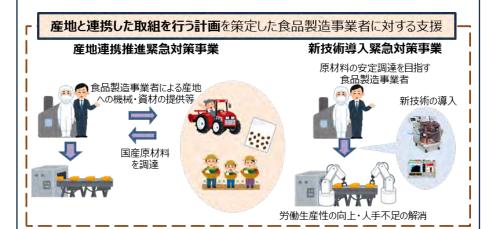
【R6補正】4,321百万円

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組(食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等)、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組を支援。

2. 新技術導入緊急対策事業

【R6補正】300百万円

原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術(機械設備等)の導入**を支援。



流通の合理化

持続可能な食品等物流総合対策

- 1. 持続可能な食品等流通対策事業 【R7当初】120百万円物流の標準化(標準仕様のパレット導入等)、デジタル化・データ連携(伝票の電子化、トラック予約システム等)、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援。
- 2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業
- ① 物流生産性向上推進事業 【R6補正】973 百万円 物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル 配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入等を支援。
- ② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 【R6補正】2,000百万円 中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援。



(参考2)食品産業に対する主な予算措置 ②



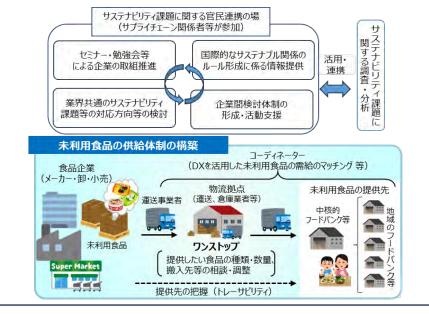
環境負荷低減の促進

新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

1. サステナビリティ課題解決支援事業 【R7当初】51百万円 海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題(環境、 人権、栄養)等について、官民が連携して個社で対応が難しい解決策 の検討や知見の横展開等を図るため、以下の活動を行う。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②企業の取組状況等に関する調査
- 2. 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 【R6補正】290百万円 【R7当初】 65百万円

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、 取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業で のプラスチック資源循環の取組を支援。



消費者の選択への寄与

合理的な価格の形成

消費者等の理解醸成のための広報 【R6補正】600百万円の内数

円滑な価格転嫁に向けて、**食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信**し、消費者や事業者の理解醸成を図る。

消費者等の理解醸成のための広報





(参考3)食品産業に対する主な予算措置 ③



技術の開発・利用の推進

フードテック支援対策

1. フードテック支援事業 【R6補正】181百万円 【R7当初】 46百万円

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する**官民協議会の運営**等により、**フードテック等の新技術**について、**協調領域での課題解決や企業間連携・協業を促進**し、また、食品事業者等による、フードテック等を活用した**ビジネスモデルの実証**や、実証の成果の**横展開を図るための情報発信**等の取組を支援。

2 日本発フードテックの海外展開支援事業 【R6補正】20百万円

フードテックに取り組む国内スタートアップ企業等に対し、**海外フードテックイベントへの出展支援**の他、新規ビジネスモデルを探している**海外企業や投資家、協業先とのマッチングの機会を設ける取組を支援**。

国内においても、海外企業や投資家、フードテックの潮流に詳しい専門家等をイベントに招へいし、**地方のフード** テックを活用する中小企業の技術の掘り起こしを行い、日本発フードテックの海外展開に繋がる機運を高めるための取組を支援。



発芽大豆素材を用いたケコス



ゲノム編集育種技術を活用した 機能性成分含有量が多いトマト



未利用農産物の微細粉末化 によるアップサイクル



AI調理ロボット



昆虫飼料と有機肥料ペレット



3Dフードプリンター を用いた介護食

(参考4)食品産業に対する主な予算措置 ④



関係者によるプラットフォームの構築・連携の促進

持続的な食料システムの確立

【R6補正】 100百万円 【R7当初】 122百万円

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築

地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁 業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣 のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を 通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシ アムの取組を支援。

2. 地域型食品企業等連携促進事業

- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業 都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業や農林漁業者、関連業種 等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創 出等を支援。
- ② 地域型協調領域実証 地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食 品企業等の協調事例を生み出す取組を支援**します。

1. 地域連携推進支援プラットフォーム



- ◆ 地域先導食品事業者、各地域のコンソーシアムのネットワーク化
- ◆ 全国規模のバイヤーとのマッチング支援

2. 地域連携推進支援コンソーシアム

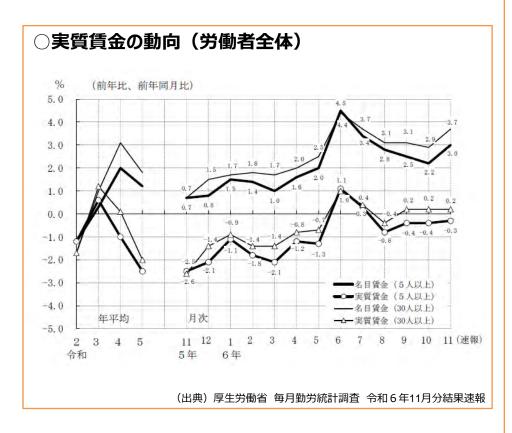


- ◆ 各地域の食品事業者と農林漁業者等が連携した新ビジネスの創出
- ◆ 各地域の支援機関が一体となった連携支援体制の構築

3-1. 賃上げの取組



○ 政府では、**政労使による意見交換**等を通じて**賃上げの取組**を推進。



○2024年11月26日 政労使の意見交換での総理発言(抜粋)

デフレ脱却と成長型経済の実現を確実なものとし、地方経済と 日本経済をともに成長させ、生活が豊かになったことを一人一人の 国民に実感していただきますよう、**賃金上昇が物価上昇を安定的 に上回る経済を実現**することを目指します。

これを、物価が持続的・安定的に上昇する新たな経済ステージにおいて実現するため、来年の春季労使交渉におきましては、労働者の賃金水準を引き上げるベースアップを念頭に、33年ぶりの高水準の賃上げとなった今年の勢いで、**大幅な賃上げへの御協力**をお願いいたします。

値上げには勇気がいる。勇気を持って値上げすると、『**取引業者、** お宅だけじゃありませんよ』みたいなこと言われてですね、これ勇気 を持って値上げしても、それがちっとも実現に向けて意味がなかった みたいなことになると、結局皆やらないみたいなことになってしまう。

賃上げできる環境を作るっていうのは、そういうのを**どうして排除していくか**ということなんだろうと思っております。





3-2. スキル評価制度の構築



○ 政府では、スキルの向上の支援と向上したスキルを正当に評価するスキル評価制度の構築のための関係省庁連絡会議を開催し、食品産業を含む、人手不足分野の労働移動や賃上げの促進を推進。

現場人材のスキル評価の推進を通じた「スキル向上を処遇に結び付けていく仕組み」の整備

- ○就業人口の約6割を占める「現場人材」(※)の「持続的な賃上げ」を実現するため、スキルの向上の支援と向上 したスキルを正当に評価する仕組みが必要。現場人材のスキル評価に当たっては、特に、知識だけでなく身に 着けた技能を客観的に評価する仕組み作りが必要
 - (※) 生産工程、販売、建設・採掘、輸送・機械運転、運搬・清掃・包装等、調理、接客・給仕、生活衛生、保健医療、介護、保安などの職業
- ○現在スキルを公証する仕組みが十分に整っておらず、キャリアラダーが見えにくい産業・職種において、 業所管省庁や業界団体等の協力を得て、スキルの評価制度を整え、「スキル向上を処遇に結び付けていく仕組 み」を整備していく。
- ○具体的には、「技能検定」に加え、厚生労働大臣が認定する「団体等検定」制度 (令和6年3月1日創設)を活用。(技能検定は、建設・製造関係職種が全体の約8割)
- ○各業界は、技能検定や団体等検定制度を用いて、スキルの 評価制度を整備するとともに、それらを採用や昇任・昇給の目 安として活用し、実際の処遇に反映することにより、人材の確 保や定着を図る。
- ※団体等検定に係るスキルの習得講座を教育訓練給付制度の対象に追加

〈参考〉建設キャリアアップシステムのレベル別年収

例)左官

レベル	キャリア像	資格
レベル4	高度マネジメントレベル ・勤続10年、職長経験3年 ・年収:676万円~825万円	卓越した技能者等 (現代の名工)
レベル3	職長レベル ・勤続5年、職長経験1年 ・年収:463万円~772万円	1級左官技能士 等
レベル2	中堅技能者・1 人前 ・勤続3年 ・年収:417万円~685万円	2級左官技能士等
レベル1	初級技能者 ·年収:357万円~601万円	

出典:国土交通省「建設キャリアアップシステム能力評価基準【左官】」 レベル別年収については、同「建設キャリアアップシステム(CCUS)に おけるレベル別年収の公表(令和5年6月16日)」

3-3. 省力化投資促進



○ 政府では、**省力化投資促進プラン策定のための関係省庁連絡会議**を開催し、食品産業を含む、地域社会を支えながらも、 人手不足が深刻な業種や最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種において、**省力化投資**を推進。

省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議の開催について (抜粋)

1 中小・小規模企業の生産性向上を図る上で、A I、ロボットなどの自動化技術の利用・活用が不可欠であり、こうした自動化技術は省力化に資することから、人手不足対策として有効である。地域社会を支える一方で人手不足が深刻な業種において、A I、ロボットなどの導入やD Xを始めとする省力化投資を推進するために、各事業所管府省において、業種ごとに課題を抽出し、これを踏まえて省力化投資を促進するための具体的プランを策定し、着実に実行していく必要がある。

政府を挙げて省力化投資を促進するための具体的プランを策定 し実行するため、**省力化投資促進プランの策定と実行のための** 関係府省連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

(略)

省力化投資促進プラン策定の対象業種

飲食業
宿泊業
小売業
生活関連サービス
運輸業
建設業
医療
介護•福祉
保育
製造業
農林水産業
サービス業(他に分類されないもの)(自動車整備業、ビルメンテナンス業)

3-4. 女性の職業生活における活躍推進



○ 政府では、**女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム**を開催し、女性の職業生活に関し、**男女間賃金格差や非正規雇用労働者の問題の実態把握・課題の整理**等を推進。

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム 中間取りまとめ 「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」(概要) (抜粋)

(略)

2 各業界における実態・課題の分析・対応策の整理

(男女間賃金格差が比較的大きい5産業について所管省庁において分析し、P Tで議論)

(略)

②食品製造業

【課題】労働者全体に占める女性割合が高い(55.4%、産業計47.6%)一方で、管理職に占める女性割合が低い(7.4%、産業計11.2%)

【要因】育児等に加え近年は配偶者転勤による女性の離職、昇進への不安等

【対応策】柔軟な働き方の促進(配偶者同行休業含む)、成果で評価する社風や制度づくり等

③小売業

【課題】店舗におけるパートタイム雇用など、労働者全体に占める非正規雇用労働者の割合が高く(71%)、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高い(女性77%) エリア総合職・一般職の従業員が、本社管理職を希望しない場合あり

【要因】本社の勤務形態(転勤、融通性の少ない労働時間)を敬遠する、年収の壁等

【対応策】非正規雇用労働者の待遇改善、店舗リーダー等上位職へのキャリアアップとともに、地域限定正社員や短時間勤務制度など正社員としての多様な働き方の実現等

(略)

3 (1) 各業界における男女間賃金格差の解消に向けたアクションプラン策定

(略)

まずは、今回分析した5産業について、課題の整理を引き続き深めつつ、**男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、令和6年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することを要請**する。